

しんしろ市民活動サポートセンター利用規約

この規約は、しんしろ市民活動サポートセンターの設置及び運営に関する要綱第5条に定めるしんしろ市民活動サポートセンターの利用に関して必要事項を定めるものとする。

(利用対象となる市民活動・ボランティア活動)

対象となる団体及び個人は、次の各号に該当する活動団体等であること

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救助活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 21 その他市長が特に公益性があると認められた活動

(利用者)

利用者はしんしろ市民活動サポートセンターの設置及び運営に関する要綱第5条に規定する団体等とし、あらかじめ、しんしろ市民活動サポートセンター事務局（新城市企画部まちづくり推進課）（以下「事務局」という。）に利用登録すること。

(利用の申請)

利用の申請は、希望日の3か月前から受け付けるものとし、事務局に対し、電話、Eメール又は直接申し込む。

平日の午後5時以降及び土、日、祝日に会議室等を利用する場合は、利用希望日の5日前までに事務局まで申し込まなければならない。

多くの団体等が利用できるよう、同一団体等が連続して3日を超えて予約することはできない。

(利用料)

- 1 施設の利用は無料。
- 2 活動にかかる消耗品（テープ・糊等）は各団体（個人）にて用意するものとする。

(原状回復)

退室の際は、室内を整理し、ごみは持ち帰り、原状に回復すること。

(順守事項)

- 1 秩序ある行動をとること。
- 2 許可を受けないで物品の展示、販売はしないこと。
- 3 室内の管理、運営について事務局の指示に従うこと。
- 4 室内で飲食した場合は、汚れはふき取りごみは持ち帰ること。

(その他)

この規約に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。